

令和4年12月23日  
釧路信用組合

## 不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ながら当組合において、下記の不祥事件が判明いたしましたのでご報告申し上げます。

お客さまからの信用と信頼を第一とする金融機関にあって、かかる事件が発生いたしましたことにつきまして、理事長以下全役職員が深く反省するとともに、被害にあわれたお客さまをはじめ、常日頃からお愛顧を賜っておりますお取引先の皆さま、組合員の皆さま方に対しましても、心から深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 不祥事件の概要

当組合の元職員が在職中に、お客さまからの依頼に基づき重要な書類等を当組合の規定に反して無断でお預かりし、お預かりしたキャッシュカード等で引き出した現金を着服・費消していたことが、内部調査により判明しました。

- |              |  |
|--------------|--|
| ①事 故 者       | 元 釧路市内の支店 支店長 (男性、50代)   |
| ②被 害 金 額     | 1, 835万円 (お客さま 1名)<br>(引き出し累計額 2, 419万円、<br>うちお客さまへお渡しした額 584万円) |
| ③発 覚 日       | 令和4年9月28日 (水)  |
| ④発 覚 の 経 緯   | お客さまの預金の動きに不審な点があったので内部調査の結果、発覚しました。                             |
| ⑤事 故 の 期 間   | 令和3年3月25日から令和4年9月15日   |
| ⑥詐 取 金 の 使 途 | 事故者の遊興費  |

#### 2. お客さまへの対応

今回の事件で被害にあわれたお客さまに対しては、既に個別にご説明するとともに、深くお詫びを申し上げます。また、お客さまの被害金額については当組合が責任をもって全額弁済手続きを行います。

### 3. 関係機関等への届出

事件発覚後、監督官庁へ法令に基づく届出を行うとともに、警察への相談を行っております。

### 4. 事故者の処分

令和4年12月22日付、懲戒解雇処分といたしました。

### 5. 再発防止策と今後の対応

当組合では、常々コンプライアンスは全ての業務の基本として、経営上の最重要課題に位置付けてコンプライアンス態勢の整備に努めてまいりましたが、今回このような事件が発生したことを極めて重く受け止め、コンプライアンス態勢および内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、お客さまからの信頼回復に全役職員一丸となって取組んで参る所存であります。

以 上

本件に関する問合せ先

釧路信用組合 総務部、経営企画部

電 話 : 0 1 5 4 - 2 2 - 3 1 6 6

お問い合わせ時間

平日 8時45分～17時15分